

令和元年度特用林産物を活用した成長産業化支援対策事業 「生産資材の導入支援」に係る公募要領

日本特用林産振興会

1. 事業の趣旨

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故によって発生した放射性物質による汚染により、全国的にきのこ原木等の不足や価格の高騰が生じていることから、安全なきのこの円滑な生産を確保し、地域の主要産業である林業の活動を再開すること等により、地域経済の再生と雇用の創出に寄与することが必要である。

特用林産物を活用した成長産業化支援対策事業のうち生産資材の導入支援事業（以下「本事業」という。）は、こうした状況を踏まえ、安全なきのこ生産に必要なきのこ原木等生産資材の導入を支援することにより、きのこ生産者等の経営基盤を強化し、特用林産物の生産継続を図るものである。

2. 公募内容

(1) 公募する事業内容

震災前に比べて価格が高騰したきのこ原木等の生産資材を導入し、特用林産物の生産に取り組む生産者団体（以下、「団体」という。）に対し、日本特用林産振興会（以下、「日特振」という。）が、きのこ原木等の生産資材の導入に必要な経費の一部を助成する。

(2) 応募資格者

ア. 本事業の対象地域

本事業の対象地域は、「特用林産施設体制整備復興事業」の対象地域を除く地域とし、具体的には、全国のうち、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県及び静岡県を除く都道府県を対象とする。なお、秋田県、山形県、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県については、上記事業の対象市町村以外の市町村のみを事業対象とする。

イ. 応募資格者

本事業に応募できる団体は、放射性物質の汚染によるきのこ原木等の供給不足等により、これまでのきのこ原木等の導入先の切替え等を余儀なくされた、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、林業者等の組織する団体、地方公共団体等の出資する法人のうち、本事業に取り組む者が原則5戸以上（やむを得ない場合に限り、地域の実情に応じて3戸以上）であり、以下の全ての要件を満たす団体とする。

(ア) 本事業の目的・主旨を十分理解していること。

(イ) 本事業を行う意思及び具体的計画を有し、並びに(1)に定める事業内容を的確に実施できる能力を有すること。

(ウ) 本事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を

有すること（定款、寄附行為、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支計算書等を備えていること）。

ただし、以下の①及び②の団体については、下記条件を満たすこと。

① 林業者等の組織する団体

(ア) 林業を営む者（特用林産物の生産を行う者を含む。）、森林組合、森林組合連合会、農事組合法人、農業協同組合及び農業協同組合連合会が主たる構成員又は出資者（原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限る。）となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができることと認められる団体（中小企業等協同組合を含む。）とする。林業者等の組織する団体のうち法人格のない事業体にあつては、特定の構成員の加入脱退と関係なく、一体として経済活動の単位になっているものに限るものとする。

(イ) 林業者等の組織する団体は、事業実施地域の林業経営の構造対策及び地域林業の振興のための事業を実施する上で適切な団体又は法人であり、かつ、当該事業実施地域の森林所有者等との協調関係が築かれているものとする。

② 地方公共団体等が出資する法人

(ア) 林業を営む者（特用林産物の生産を行う者を含む。）、森林組合、森林組合連合会、農事組合法人、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会（これらの者のうち、原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限る。）及び地方公共団体が主たる構成員又は出資者となっている若しくは地方公共団体のみが出資者となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができることと認められる法人で林業の振興を目的とするものとする。

(イ) 地方公共団体等が出資する法人は、事業実施地域の林業経営の構造対策及び地域林業の振興のための事業を実施する上で適切な団体又は法人であり、かつ、当該事業実施地域の森林所有者等との協調関係が築かれているものとする。

(3) 助成対象経費及び補助率

助成対象経費は、きのこ生産資材の導入に必要な経費のうち、令和 2 年春の植菌用原木の購入経費について、その購入単価と震災前単価（放射性物質の影響による価格の高騰が発生する直近の原木単価をいう。）との差額に相当する経費の 1 / 2 以内とする。

なお、各団体からの要望額の総額が予算額を上回る場合には要望額を減額する場合があるほか、助成対象経費等の精査により要望額を減額することもある。

(4) 事業実施期間

事業実施期間は、助成金の交付決定の日から令和 2 年 3 月 19 日（木）までとする。この期間内に助成対象であるきのこ原木の導入を完了するものとし、事業完了後 1 か月以内又は令和 2 年 3 月 19 日（木）のいずれか早い日までに実績報告書を提出することとする。

3. 公募書類の作成・提出

(1) 提出書類及び部数

以下の書類を原則としてワープロで作成すること。

- ア. 本事業に係る事業計画提案書（別添） 2部
- イ. 提出者（団体）の概要が分かる以下の資料 各2部（コピー可）
 - ・団体の定款、寄附行為又は規約等
 - ・団体の直近の事業報告書及び収支決算書
 - ・団体の概要がわかるパンフレット等の資料

(2) 書類の提出時期等

- ア. 公示期間：令和元年7月22日（月）から令和元年8月30日（金）17時まで
- イ. 提出期限：令和元年8月30日（金）17時まで（必着）

（注）郵送の場合には、封筒に「きのこ生産資材の導入支援提案書在中」と記載すること。

(3) 書類の提出先及び事業に関する問合せ先

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町2-5-18 黒子ビル 日本特用林産振興会
（担当）志間
TEL：03-3293-1197 FAX：03-3293-1195
E-mail：shima@nittokusin.jp

(4) 提出に当たっての注意事項

- ア. 提出された事業計画提案書等は、返却しない。
- イ. 提出された事業計画提案書等は、変更又は取消しできない。
- ウ. 提出された事業計画提案書等は、提出者に無断で使用しない。
- エ. 事業計画提案書等に虚偽の記載をした場合は、無効とする。
- オ. 公募要件を有しない者が提出した事業計画提案書等は無効とする。
- カ. 事業計画提案書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

4. 助成金交付候補者の決定等

(1) 助成金交付候補者の決定

提出された事業計画提案書等について、応募団体の適格性、事業内容及び事業規模などの審査を行い、林野庁と協議したうえで、事業実施主体となり得る候補（以下「助成金交付候補者」という。）を決定する。

なお、事業計画提案書等の提出から過去3年以内に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第17条第1項又は第2項に基づき交付決定の取消しがあった助成事業において、当該取消しの原因となる行為を行った補助事業者等又は間接補助事業者等については、応募団体の適格性の審査においてその事実を考慮するものとする。

(2) 審査結果の通知等

助成金交付候補者として決定した者に対してはその旨を、それ以外の公募申請者に対しては候補とならなかった旨をそれぞれ通知する。

6. 事業の実施及び助成金の交付に必要な手続き等

助成金交付候補者の決定後、本事業の実施及び助成金の交付等に必要な手続については、日特振が別途定める「令和元年度特用林産物を活用した成長産業化支援対策事業（生産資材の導入支援）に係る助成金交付規程」のとおりとする。

7. 事業実施主体に係る責務等

助成金の交付を受ける団体（以下、「事業実施主体」という。）は、事業の実施及び交付される助成金の執行に当たって、以下の条件を守ることをとする。

(1) 事業の推進

事業実施主体は、事業全体の進行管理についての責任を持つものとし、特に、助成金交付申請書、計画変更に伴う各種承認申請書、実績報告書の提出等については、適時適切に行うこと。

(2) 助成金の経理管理

事業実施主体は、交付を受けた助成金の経理管理に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき、適正に執行するものとし、本事業と他の事業の経理を区分し、助成金の経理を明確にすること。

8. 本事業の承認の取り消し及び助成金の返還

日特振は、事業実施主体が行う本事業について適切な事業の実施が行われていないと認めた場合、または虚偽の報告等が明らかになった場合は、承認した助成事業の一部または全部を取り消すとともに、交付した助成金の返還を求めることができるものとする。